

主 文

本件再上告を棄却する。

理 由

弁護人坂本英雄の上告趣意について。

所論は、刑訴施行規則第三条第三号が、憲法に違反するものでないことは、既に、当裁判所の判例とするところである。（昭和二四年（れ）第二一二七号、同二五年一〇月二五日大法廷判決、判例集第四巻第一〇号二一五一頁以下）論旨はこれを採用することはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 松本武裕
関与

昭和二六年三月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎